

租 税 条 約 に関する特例届出書の受理に関する届出書  
 外国居住者等所得相互免除法

税務署受付印

		※整理番号		
令和 年 月 日  税務署長 殿	所在地	〒 —		
	(フリガナ)			
	名称			
	法人番号			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	この届出について 応答ができる者の 所属及び氏名			
<p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第2条第11項、第2条の2第10項、第2条の3第9項、第2条の4第9項及び第2条の5第10項の規定（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第6条第1項から第5項までにおいて準用する場合を含みます。）により、「租税条約に関する特例届出書」及び「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」を受理しようとする旨について届け出ます。</p>				
※税務署 処理欄	確認年月日	統括官	番号確認	(備 考)
	. .			

03.06改正

(規格 A 4)

# 租 税 条 約 外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書の受理に関する届出書の記載要領等

この届出書は、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（以下「支払の取扱者」といいます。）が、平成29年1月1日以後最初に「租税条約に関する特例届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する特例届出書」（以下「特例届出書」といいます。）を受理しようとするときに、あらかじめ、当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

## 1 記載事項

(1) 「所在地」欄、「名称」欄及び「法人番号欄」には、支払の取扱者の納税地、名称及び法人番号を記載してください。

(2) ※欄は、記載しないでください。

## 2 留意事項

この届出書を提出した後に、受理する特例届出書に関しては、次の事項に留意願います。

(1) 特例届出書の提出後において、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（同項に規定する利子等を除きます。）について「租税条約に関する届出書」又は「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」が提出された場合、これらの届出書の提出以後は、特例届出書の提出がなかったものとみなされるため、支払の取扱者は、特例届出書を提出した者から、これらの届出書が提出された場合は、これらの届出書の「その他参考となるべき事項」欄に「特例届出適用取りやめ」と付記してください。

(2) 光ディスク等を提出する場合には、「光ディスク等（特例届出書適用分）送付書」を添付してください。また、光ディスク等の提出がない月分については、その旨を記載した送付書のみを提出してください。

(3) この届出書の提出後に受理した特例届出書に関して提出する光ディスク等は、次の規格等により提出してください。

光ディスク等の種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB 又は 700MB	片面 4.7GB
形 式 録	フォーマット	IS09660 (Level2) /Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第1水準及び第2水準	

※書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。